

障がい福祉の概要

(身体・知的障がい用)



綾瀬市マスコットキャラクター あやびい

綾瀬市障がい福祉課

目 次

1	手帳の交付	
	身体障害者手帳	1
	療育手帳	2
2	相談業務	
	障がい児者相談支援センター	3
	就労相談・職業紹介	3
	補装具巡回相談	3
	障害者自立支援センター	3
3	手当等	
	綾瀬市障害者愛護手当	4
	神奈川県在宅重度障害者等手当	4
	特別障害者手当	5
	障害児福祉手当	6
	神奈川県心身障害者扶養共済制度	6
4	生活の援助等	
	タクシー運賃及び自動車燃料費の助成	7
	施設通所交通費の助成	8
	手話通訳者の派遣、設置	8
	要約筆記者の派遣	8
	FAX119	8
	NET119緊急通報システム	9
	ごみの戸別収集	9
	成年後見制度に関すること	9
	個別避難計画の作成	10
	住宅設備改良に対する助成	11
	入浴サービス	11
	緊急通報装置の貸与	11
5	医療費の助成	
	重度障害者医療費助成	12
6	障害者総合支援法に係る障害福祉サービス	
	障害福祉サービス	13
	(詳細は、別冊「障害福祉サービス利用のてびき」参照)	
7	スポーツ・講座等	
	神奈川県障害者スポーツ大会	13
	公民館講座の開催	13
8	税の控除・減免・割引について	
	国税(所得税・相続税・贈与税)	14
	県税(個人事業税)	14
	市県民税	14
	自動車税・軽自動車税	15
9	公共料金等の割引	
	水道料金の減免	16
	NHK放送受信料の減免	16
	公共交通機関の割引(バス、鉄道、航空運賃等)	16
	コミュニティバス運賃の割引	17
	タクシー運賃の割引	17

有料道路通行料の割引	18
携帯電話基本使用料等の割引	18
福祉電話料金の割引	18
NTT電話番号無料案内	19
県営住宅家賃の減免	19
文化施設等の入場料の割引	19
文化会館・公民館・コミュニティセンターの利用料の減免	20
10 他課の制度等	
身近な相談等	21
障害年金	21
国民年金保険料の免除制度	22
後期高齢者医療制度の認定	22
成年後見制度専門相談	22
特別児童扶養手当	23
児童扶養手当	23
公営住宅申込時の優遇	24
郵便等による不在者投票	24
選挙時におけるタクシーを利用した移動支援事業	24
図書館のサービス	25
11 社会福祉協議会の制度等	
車いすの貸出	26
ハンディキャブの利用	26
生活福祉資金の貸付	26
住民参加型生活支援事業	26
住民参加型移動支援事業（会員相助型）	26
日常生活自立支援事業	26
法人後見事業	27
12 その他	
福祉有償運送（車両による外出支援サービス）	27
防災ハンドブック	27
駐車禁止除外指定車の許可	28
かながわ障害者等用駐車区画利用証交付	28
自動車運転免許の無料講習	29
自動車事故被害者救済制度	29
障害者歯科診療	29
電話リレーサービス	30
110番アプリシステム・FAX110番	30
電話お願い手帳アプリ版	31
ミライロID	31
障がい者団体への加入	31
ボランティア団体	32
関係機関等一覧	33

注 意 事 項

- 1 本冊子は、身体障がい児者、知的障がい児者のための各種制度について、概要を取りまとめたものです。
- 2 障害基礎年金、障害年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当の対象となる障がい程度は、各制度ごとに独自に定められており、身体障害者手帳の等級とは一致していません。
- 3 申込み先、問合せ先については、各制度ごとに記載してありますが、記載の無いものについては下記までお願いします。

障がい福祉課	障がい福祉担当
電話 0467-70-5623	FAX 0467-70-5702

1 手帳の交付

(1) 身体障害者手帳（身障手帳）

身体に永続する障がいのある方が、身体障害者福祉法上の援助等を受ける場合に必要となり、県知事が交付するものです。取得後、住所や氏名の変更、紛失、死亡があった場合には届出が必要です。また、障がい程度の変化がある場合には再認定を受けることができます。

令和3年10月から、紙形式かカード形式のどちらかを選択できるようになりました。

障がい種別	等 級	備 考
視 覚 障 害	1～6級	
聴 覚 障 害	2, 3, 4, 6級	
平 衡 機 能 障 害	3, 5級	
音声・言語機能又は そしゃく機能障害	3, 4級	
肢 体 不 自 由	1～6級	
内 部 障 害	1～4級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう 又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能

申請時の必要書類

	指定医師の 診断書（用 紙は障がい 福祉課にあ ります）	写真 1 枚 （タテ4cmヨ コ3cm、上半 身・無帽）	現在の手 帳	マイナンバー
新規申請	○	○	-	○
障がい名の追加 障がい程度の変更	○	○	○	○
再認定	○	○	○	○
紛失	-	○	-	○
破損・写真交換	-	○	○	○
氏名・住所変更	-	-	○	○
県外（横浜・川崎・ 横須賀・相模原含 む）からの転入	-	-	○	○
県外（横浜・川崎・ 横須賀・相模原含 む）へ転出	-	-	○	○
返還	-	-	○	○
カード形式手帳への 切替	-	○	○	○

申請から交付までは約2か月程度かかります。

(2) 療育手帳

知的障がいのある方が児童福祉法、知的障害者福祉法上の援助等を受ける場合に必要となり、県知事が交付するものです。

児童相談所又は更生相談所の判定が必要で、障がいの程度によって次の表のとおり分けられます。

令和3年10月から、紙形式かカード形式のどちらかを選択できるようになりました。

障がい程度	基 準
最重度（A1）	①知能指数がおおむね20以下の方 ②知能指数がおおむね21以上35以下の方で身障手帳1級、2級又は3級の方
重 度（A2）	③知能指数がおおむね21以上35以下の方 ④知能指数がおおむね36以上50以下の方で身障手帳1級、2級又は3級の方
中 度（B1）	知能指数がおおむね36以上50以下の方
軽 度（B2）	知能指数がおおむね51以上75以下の方

申請時の必要書類

	写真 1 枚 (タテ 4cm ヲコ 3cm、上半身・無帽)	現在の 手帳	備 考
新規申請 (18 歳未満)	○	-	大和綾瀬地域児童相談 所で判定が必要
再判定 (18 歳未満)	○	○	
新規申請 (18 歳以上)	障がい福祉課にお問合せください。		
再判定 (18 歳以上)	○	○	県総合療育相談セン ターで判定が必要
紛失	○	-	神奈川県以外の手帳を 使用している方で神奈 川県手帳を希望する場 合は、判定が必要で すので、詳しくは問合 せください。
破損・写真交換	○	○	
氏名・住所等変更	-	○	
県外 (横浜・川崎・横須 賀・相模原含む) からの 転入	○ (現在の手帳をそ のまま使用する場 合は不要)	○	神奈川県手帳を希望 する場合は判定が必要 ですので、詳しくは問合 せください。
県外 (横浜・川崎・横須 賀・相模原含む) へ転出	-	○	
返還	-	○	
カード形式手帳への切替	○	○	

(1)、(2)の手帳の交付に関するお問い合わせは、下記までお願いします。
障がい福祉課 障がい福祉担当：電話 70-5623 FAX 70-5702

2 相談業務

(1) 障がい児者相談支援センター

生活全般で困っていることや福祉サービスの利用などの相談を専門相談員が受け、総合的・専門的な支援を行います。障がい者手帳の有無にかかわらず、本人・家族・関係者などからの相談も可能です。

場 所	綾瀬市保健福祉プラザ1階 綾瀬市深谷中4-7-10	
開設時間	8時30分～12時15分・13時～17時	
専門相談員による個別相談	10時～15時 (1時間単位) 要予約 電話 77-1118 FAX 40-4006	月曜日：精神障がい（午前） 身体障がい（午後） 火曜日：就労相談 水曜日：発達障がい 木曜日：身体障がい（隔週） 精神障がい（毎週） 金曜日：知的障がい・児童（午前のみ）
必要に応じて訪問相談も実施します。		

(2) 就労相談・職業紹介

項 目	内 容	問合せ先
就労相談	地域での生活を基本に就労・転職を希望する障がい児・者の方の相談を実施します。	障がい児者相談支援センター 電話 0467-77-1118 FAX 0467-40-4006
就労支援	就労に際し継続的なフォローを必要とする方を対象に、職業内容に応じた就労の場の確保と、職場定着を支援します。	障害者就業・生活支援センター「ぼむ」 電話 046-232-2444 FAX 046-232-2445
職業紹介	公共職業安定所に専門の指導員がおかれており、求人・求職からアフターケアまで一貫したサービスが行われています。	大和公共職業安定所 (ハローワーク) 電話 046-260-8609 FAX 046-264-0966
職業訓練	身体障がい者の能力に適した職業訓練を行い、就職・自立を促進しています。	

(3) 補装具巡回相談

毎月1回、整形外科医による補装具の作成に関する相談を実施します。
対象品目は、肢体不自由に関連する車いす・装具等です。相談される方は、障がい福祉課と補装具業者へ事前に連絡ください。

(4) 障害者自立支援センター

障がい者の自立と社会参加を支援するため、障がいに応じた福祉サービス（生活介護、就労継続支援B型）を提供します。

希望の家	綾瀬市寺尾南 2-3-39	電話 79-1855
ばらの里	綾瀬市深谷南 2-7-2	電話 77-6005

3 手当等

(1) 綾瀬市障害者愛護手当

項 目	内 容		
対 象 者	次の要件を満たす方 ①4月1日現在、市内に1年以上居住している。 ②次のいずれかに該当する a.身体障害者手帳1級又は2級を交付されている b.療育手帳A1又はA2（IQ35以下）の判定を受けている c.精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている ③②に該当する方が18歳以上の場合は、本人と配偶者が市民税非課税 18歳未満の場合は世帯全員が市民税非課税		
手当の額	年額 16,000 円	支給月	9月
申請期間	4月1日から4月30日まで（土・日・祝日は除く。）		
必要書類	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 本人名義の預金通帳		

※申請は初回のみ手続きが必要（振込先や等級変更等があった場合は、必ず変更届を提出してください）。

(2) 神奈川県在宅重度障害者等手当

項 目	内 容		
対 象 者	毎年8月1日時点で県内に6か月以上居住している、次の①～④のいずれかに該当する方 ①次のa～cのうち、2つ以上に該当する方 a.身体障害者手帳1級又は2級を交付された方 b.療育手帳A1又はA2（IQ35以下）の判定を受けた方 c.精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方 ②身体障害者手帳1級又は2級＋療育手帳B1（IQ50以下） ③身体障害者手帳3級＋療育手帳B1（IQ50以下）＋精神障害者保健福祉手帳1級 ④特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給している方 （申請年度の8月分の支給を受けていること） ※以下の条件に該当する方は除外されます。 ・継続して3か月を超えて施設に入所、又は病院に入院している方 ・前年度の所得が一定以上の方 ・65歳以上で①～④に該当した方		
手当の額	年額 60,000 円	支給月	1月
必要書類	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、 預金通帳 ※毎年度、現況届を提出していただきます。		

(3) 特別障害者手当

項 目	内 容		
対 象 者	日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者（障害者手帳の取得条件としておりません。）に支給されます。また、常時特別の介護を必要とする障がいとは、次の障がいの一つ以上もしくは、重複している場合などをいいます。 ①両眼の視力がそれぞれ0.03の方 ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上の方 ③両上肢の機能に著しい障がいを有する方又は両上肢のすべての指を欠く方もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有する方 ④両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠く方 ⑤体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有する方 ⑥前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の方（内部障がい等） ⑦精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる方 （注）7の「精神の障がい」には、知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がいも含まれます。 （注）上記要件は一例です。障がいの内容により重複であることや、日常生活能力の判定などが認定の条件になる場合があります。また、申請後に審査があり、必ずしも認定になるとは限りません。詳細についてはお問い合わせください。		
支給要件	①20歳以上であること。 ②施設に入所していないこと。 （入院の場合は3か月を超えて入院していないこと） ③毎年の所得が基準以下であること。 なお、原爆被爆者の介護手当、公害被害補償法及び予防接種法の手当とは併給調整があります。また、所得制限がありますので、詳しくは障がい福祉課に確認してください。		
手当の額	月額 30,450 円	支 給 月	5月、8月、11月、2月
必要書類	診断書（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳で障がいの程度が確認できる場合は障害者手帳） 本人名義の預金通帳 ※申請には、特別障害者手当用の所定の診断書等が必要となる場合がありますので、必ず事前に障がい福祉課まで御相談ください。		

(4) 障害児福祉手当

項 目	内 容
対 象 者	日常生活において、常時介護を必要とする状態で、次の障がいがあるか、それと同程度以上の状態の方 ①両眼の視力の和が0.02以下の方（矯正視力による） ②両耳の聴力が補聴器を使用しても音声を識別することができない程度の方 ③両上肢の機能に著しい障がいを有する方 ④両上肢のすべての指を欠く方 ⑤両下肢の用を全く廃した方 ⑥両大腿を2分の1以上失った方 ⑦体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有する方 ⑧前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の方 ⑨精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度の方 ⑩身体の機能の障がいもしくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度の方
支給要件	①請求者が20歳未満であること ②請求者が施設に入所していないこと ③請求者及び扶養義務者等の毎年の所得が基準以下であること ④請求者が障がいを支給事由とする他の公的年金等を受けていないこと
手当の額	月額 16,560 円 支 給 月 5月、8月、11月、2月
必要書類	診断書（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳で障がいの程度が確認できる場合は障害者手帳） 本人名義の預金通帳 ※事前にご相談ください。

(5) 神奈川県心身障害者扶養共済制度

心身障がい者を扶養している方が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している方が死亡した場合又は著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた心身障がい者に年金を支給するものです。

詳しくお知りになりたい方には、パンフレットをお渡しします。

項 目	内 容
加入資格	将来独立自活することが困難な知的障がい者、身体障がい者（1級～3級）、精神障がい者などの扶養者で、次の条件に該当する方 ①住所が県内（横浜市、川崎市、相模原市を除く）にあること ②65歳未満であること（毎年4月1日における年齢） ③特別の疾病や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
掛 金	加入時の年齢によって段階があります。（1口9,300円～23,300円）

年金等の給付	加入者が死亡又は著しい障がいをもつた状態となった時は、扶養していた心身障がい者に年金が支給されます。 1口加入・・・毎月2万円 2口加入・・・毎月4万円 なお、加入者の生存中に心身障がい者が死亡した場合は、加入者に対して加入期間に応じて1口5～25万円の弔慰金を支給します。
--------	--

(1)から(5)までのお問い合わせは、下記までお願いします。
障がい福祉課 障がい福祉担当：電話 70-5623 FAX 70-5702

4 生活の援助等

(1) タクシー運賃及び自動車燃料費の助成

障がい者がタクシーを利用する場合、その運賃の一部として20,000円を助成します。

また、障がい者が自動車を運転する場合又はその家族が障がい者のために指定された自動車を運転する場合、その燃料費の一部を助成します。

※タクシー運賃の助成又は自動車燃料費の助成は、どちらか一方の申請となりますので、両方の申請はできません。

項目	内容
対象者	①身体障害者手帳の次のいずれかに該当する方 下肢障害1級～3級 (3級の場合は2種のものを除く) 体幹機能障害1級～3級 視覚障害1級～3級 内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能障害)1、2級 ②療育手帳A1、A2の方又は児童相談所若しくは更生相談所において知能指数35以下と判定された方 ③精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方 ※精神2級の方はタクシー運賃の助成のみ
助成要件	・4月1日以前から引き続き申請日まで綾瀬市に住所があること ・該当の障害者手帳を3月31日までに収得しており、かつ受け取る日まで継続して所持していること。 ・<u>自動車燃料費助成を受ける場合</u> 障がい者又は同居の家族等の所有する自家用乗用車が、障がいを理由とした自動車税(種別割・環境性能割)又は軽自動車税(種別割)の減免を受けている必要があります。

利用方法	①障がい福祉課で助成券の申請をしてください。 ※該当される方には、市から前年度末に通知します。 ②利用券を交付します。（４月１日以降） ③料金支払の際、助成券と差し引いた料金をお支払いください。 ※お釣りはできません。
必要書類	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

(2) 施設通所交通費の助成

障害者総合支援法に基づく社会福祉施設等に通所する障がい者に対して、交通費（公共交通機関・自動車燃料費・送迎サービス費等）を助成します。

施設通所の開始が決まりましたら、障がい福祉課で申請してください。

必要書類	本人名義の預金通帳、利用交通機関等の経路がわかるもの、送迎サービス利用の場合は領収書の写し
------	---

(3) 手話通訳者の派遣、設置

① 手話通訳者の派遣

聴覚障がい者に対し、次の場合に手話通訳者を無料で派遣します。

希望される方は、７日前（閉庁日を除く）までに申請ください。

ア 公的機関に行く場合

イ 医療機関に行く場合

ウ 公的機関等が主催する講演会、研修会、会議に出席する場合

エ その他日常生活又は社会活動において必要とする場合

② 手話通訳者の設置

障がい福祉課窓口到手話通訳者を配置し、市役所での相談や手続きの通訳を実施しています。

実施日	毎週月曜日～金曜日 ８時３０分～１２時１５分 １３時００分～１７時００分 ※閉庁日は実施しません。
-----	---

(4) 要約筆記者の派遣

聴覚障がい者に対し、耳代わりとなり音声などを文字にして情報提供する要約筆記者を次の場合に無料で派遣します。希望される方は、７日前（閉庁日を除く）までに申請ください。

ア 公的機関に行く場合

イ 医療機関に行く場合

ウ 公的機関等が主催する講演会、研修会、会議に出席する場合

エ その他日常生活上又は社会参加上必要とする場合

(5) FAX119

項目	内 容
対象者	聴覚障がい及び音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がいの方
利用方法	電話で緊急通報ができない方が、緊急通報用のFAX用紙で通報することができます。用紙が必要な方は障がい福祉課でお渡しします。

(6) NET119 緊急通報システム

聴覚や音声・言語機能の障がいのために音声での緊急通報が困難な方が、携帯電話及びスマートフォンを利用して、画面から消防に緊急通報ができるサービスです。利用には登録が必要です。

項 目	内 容
対 象 者	聴覚障がい及び音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がいの方
利用方法	メール機能のついた携帯電話・スマートフォンをお持ちになり、消防総務課又は障がい福祉課で登録してください。
注 意	端末やブラウザの位置情報設定はオンにしてください。 迷惑メール対策の設定をしているとメールが受信できない場合があります。「web119.info」のドメインからメールを受け取れるように設定してください。

(7) ごみの戸別収集

近隣に親族等がないため、自分で収集場所までごみを出すことが困難な高齢者や障がい者に対し、玄関先でのごみ戸別収集を行います。

項 目	内 容
対 象 者	世帯員全員が次のいずれかに該当し、自分でごみを出すことのできない方 ① 身体障害者手帳1級、2級 ② 療育手帳A1、A2 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級 ④ 要支援認定、要介護認定を受けている65歳以上の方
備考	収集するものは、分別された可燃ごみ・資源物・プラスチックです。 粗大ごみは、この事業の対象ではありません。

※④の方は、地域包括ケア推進課地域包括担当（77-1116）へ御相談ください。

(8) 成年後見制度に関すること

判断能力が不十分な方の利益を守るため、家庭裁判所に審判を請求し、審判によって選ばれた後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人を代理して契約などの法律行為を行ったり、本人の法律行為に同意をしたり、本人が同意を得ないで行った不利益な法律行為を後から取り消したりするなど、本人を保護・支援する制度を「成年後見制度」といいます。後見人等には個人（親族・弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家）や社会福祉協議会などの法人が選任されます。

市では、審判の請求を行う親族がない場合に、家庭裁判所に対して審判請求を行います。

問合せ先	知的障がい者、精神障がい者は 障がい福祉課 障がい福祉担当：電話 70-5623 65歳以上の方は 地域包括ケア推進課地域包括担当：電話 77-1116
------	---

(9) 個別避難計画の作成

災害に備えて、避難に支援が必要な避難行動要支援者の身体の情報や避難場所、配慮が必要な事項などを記載した計画を個別避難計画といいます。本人や家族、福祉専門職などの支援者と計画を作成し、災害時に避難支援をしていただく方・団体や日頃の見守りなどを行う地域の関係者・団体などへ提供し、避難支援を受ける側と行う側の双方が情報を共有することで、災害時の逃げ遅れの防止等や、緊急時の安否確認、日頃の見守り活動に活用します。

項 目	内 容
対 象 者	①昼間独居の障がい者・75歳以上の高齢者 ②次に掲げる重度の障害があり、日常生活上でも支援が必要な方 ・身体障害者手帳：1級、2級 ・療育手帳：A1、A2 ・精神障害者保健福祉手帳：1級、2級 ※その他にも、75歳以上の一人暮らし高齢者、要介護3以上の認定を受け、日常生活でも支援が必要な方、その他支援を必要とする方は対象となります。 ※上記の要件に該当しても、避難に支援の必要のない場合や、施設や病院に入所・入院している場合は作成対象外となります。
手続方法	個別避難計画作成申請書（兼作成・情報提供同意書）に必要事項を記入し、市役所の各担当窓口に提出してください。 障がい者の方→障がい福祉課 障がい福祉担当 高齢者の方 →高齢介護課 介護保険担当 ※要介護認定（要介護3以上）を受けている方 その他 →福祉総務課 総務担当 ご本人や家族だけで作成するのが難しい場合は、障がい福祉課に相談してください。
問合せ先	障がい福祉課 障がい福祉担当 電話 70-5623

(10) 住宅設備改良に対する助成（介護保険制度を使えない方）

既存の住宅の玄関、台所、浴室、便所等を障がいによる不便さを改善するために改良する場合に、その改良工事費の一部又は全部を助成します。

※必ず事前にご相談ください。

項 目	内 容
対 象 者	① 身体障害者手帳 1 級、2 級の方 ② 知能指数が 35 以下（療育手帳 A 1、A 2）の方 ③ 下肢、体幹又は視覚の障がい程度が 3 級で、かつ知能指数が 50 以下（療育手帳 B 1）の方
助 成 額	80 万円を限度としていますが、その世帯の所得に応じて制限があります。
その他	新築住宅は対象外。1 世帯につき原則 1 回のみ。
必要書類	工事の見積書、改良前と後の図面、改良前の写真 ※課税状況を確認できるものが必要となる場合があります。

(11) 入浴サービス（介護保険制度を使えない方）

家庭において入浴が困難な重度障がい者に対して入浴サービスを行います。

項 目	内 容
対 象 者	身体障害者手帳 1 級、2 級で医師が入浴可能と認めた方 ※ 必ず事前にご相談ください
入浴方法	巡回入浴車で自宅にお伺いし、実施します。

(12) 緊急通報装置の貸与

ひとり暮らし高齢者や障がい者の緊急事態に対応するため、緊急通報機器の貸出しを行います。

項 目	内 容
対 象 者	世帯員全員が次のいずれかに該当し、緊急時の対策が講じられない方 ①身体障害者手帳 1 級、2 級の方 ②75 歳以上の方 ③65 歳以上で要介護度 2 以上の方 ④65 歳以上で見守りが必要な慢性疾患等がある方 ※所得により、利用者負担があります。
利用方法	貸与された緊急通報機器を固定電話配線に接続し、緊急時に機器のボタンを押すだけで警備会社のコールセンターとつながります。状況に応じて安否確認や救急要請を行います。

※②～④の方は地域包括ケア推進課地域包括担当（77-1116）へ御相談ください。

(1)から(11)までの生活の援助等に関して、問い合わせ先の記載のないものについては、下記までお問合せ願います。

障がい福祉課 障がい福祉担当：電話 70-5623 FAX 70-5702

5 医療費の助成

(1) 重度障害者医療費助成

重度障がい者が医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の医療費の自己負担分について助成します。ただし、高額療養費、他の公費で助成される医療費、保険適用外の診療等（診断書作成料、差額ベッド代、入院時食事代等）については対象外となります。

※重度障害者医療費助成については、厚木飛行場関連特定事業に関する特定防衛施設周辺整備調整交付金を一部充当しています。



防衛省〈調整交付金事業〉

項 目	内 容
対 象 者	①身体障害者手帳 1 級、2 級を交付された方 ②知能指数が 35 以下又は療育手帳 A 1、A 2 の方 ③3 級の身体障害者手帳の交付を受けている方で知能指数が 50 以下の方 ④1 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※なお、いずれの手帳についても 65 歳以降に初めて①～④の手帳の交付を受けた方は除きます。（平成 23 年 7 月 1 日から）
助成要件	①綾瀬市の国民健康保険に加入している方 ②市内に住所を有し、社会保険又は後期高齢者医療に加入している方
助成方法	保険診療を受ける際、健康保険の資格が確認できるものと医療費受給者証を提示すれば無料で受診できますが、県域外で保険診療を受ける場合は、医療機関の窓口で自己負担分の支払いが必要となります。 その場合、医療費の領収書を添えて障がい福祉課に申請いただくことで、この制度の助成対象となる医療費の自己負担分を後日、指定の口座に振り込みます（償還払い）。受診から 2 年を超えた医療費は助成できませんので、ご注意ください。 ※一部県内でも取扱いのない医療機関があります。 ※市内小・中学校等で日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入している場合、学校管理下でのケガ等につきましては、重度障害者医療制度が適用されません。医療機関を受診した際には、重度障害者医療費受給者証はご使用にならず、一時、自己負担金額をお支払ください。申請に基づき後日、同センターより給付されます。
必要書類	【申請時：2 年毎に更新が必要です】 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、健康保険の資格が確認できるもの（マイナンバーカード等） 【償還払い時】医療機関発行の領収書、振込先確認のための預金通帳、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、保険者の発行する療養費支給証明書等
備考	市外に転出され、かつ年齢到達により綾瀬市の国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方は、綾瀬市重度障害者医療費助成の対象外となるため転出先自治体にご相談ください。
問合せ先	障がい福祉課 障がい福祉担当 電話 70-5623 FAX 70-5702

6 障害者総合支援法に係る障害福祉サービス

サービスは、個々の障がいのある人々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、期限のあるものであっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）が可能となります。

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人ひとりの個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

※ 詳細は別冊「障害福祉サービス利用の手引き」を参照してください。

7 スポーツ・講座等

(1) 神奈川県障害者スポーツ大会

県主催により毎年、次の各種目によるスポーツ大会が実施されます。

詳しくは、広報あやせをご覧ください。

項 目	障がい種別	種 目
内 容	身体障がい	アーチェリー、フライングディスク、陸上競技、卓球、サウンドテーブルテニス、水泳、ボッチャ
	知的障がい	ボウリング、フライングディスク、陸上競技、卓球、水泳
	精神障がい	卓球
問合せ先	(公財) 神奈川県身体障害者連合会 電話 045-311-8736 FAX 045-316-6860	

(2) 公民館講座の開催

中央公民館では市民向けの講座を開催していますが、そのうち年に数回は、手話通訳や要約筆記、ヒアリンググループがある講座を開催しています。

詳しくは、広報あやせをご覧ください。

項 目	内 容
対 象 者	聴覚障がいの方
内 容	歴史や環境など市民向けの多様な講座を開催。うち年に数回は、手話通訳や要約筆記、ヒアリンググループなど情報保障あり。
問合せ先	中央公民館 電話 0467-77-8181 FAX 0467-79-0141 メール ayase.bunka-kominkan@kpb.co.jp

8 税の控除・減免・割引等について

(1) 国 税

項 目	内 容
所得 税	本人か配偶者、扶養親族が障がい者の場合、所得から一定額が控除されます。勤務先の給与担当（年末調整時）又は確定申告で手続きを行ってください。
相 続 税	相続人が障がい者である場合、相続税額から一定の額が控除されます。
贈 与 税	障がい者の生活費などに充てるために、特別障害者を受益者として信託会社等と「特別障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価額のうち一定額まで贈与税の課税価格に算入されません。
問合せ先	大和税務署（電話）046-262-9411 FAX 03-3294-4300（東京国税局税務相談室）

(2) 県 税

項 目	内 容
個 人 事 業 税	①両眼の視力を喪失した方及び両眼の視力が 0.06 以下の視覚障がい者が、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう等の個人事業を行う場合、個人事業税は非課税になります。 ②身体障害者手帳（1 級～4 級）の交付を受けた方が個人で事業を行う場合、個人事業税が減免されます。
問合せ先	厚木県税事務所 電話 046-224-1111（代表） FAX 046-225-1785

(3) 市県民税

市県民税	本人か配偶者、扶養親族が障がい者の場合、所得から一定額が控除されます。勤務先の給与担当（年末調整時）、確定申告、又は市県民税申告で手続きを行ってください。
問合せ先	課税課 市民税担当 電話 70-5611

(4) 自動車税・軽自動車税

身体障がい者本人が使用する自動車又は身体障がい児者若しくは知的障がい児者のために、その者と生計を一にする方が、もっぱら障がい者のために使用する自動車について減免されます。

項 目	内 容
対象となる障害区分	視覚障害（１級～３級、４級の１） 聴覚障害（２級、３級） 平衡機能障害（３級、５級） 音声又は言語機能障害（３級） 上肢障害（１級、２級） 下肢障害（１級～７級） 体幹障害（１級～３級、５級） 脳原性【上肢障害】（１級、２級） ※ 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く 運動機能【移動障害】（１級～７級） 心臓・じん臓・呼吸器機能障害（１級、３級、４級） ぼうこう又は直腸機能障害（１級、３級、４級） 小腸機能障害（１級、３級、４級） 免疫機能障害・肝臓機能障害（１級～４級） 知的障害（ＩＱ３５以下、療育手帳Ａ１、Ａ２） 精神障害（１級）
必要書類	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、免許証、車検証 ※住民票や戸籍謄本が必要な場合がありますので、詳しくは問い合わせください。
問合せ先	【自動車税】 厚木県税事務所 電話 ０４６-２２４-１１１１（代表） ※自動車税の減免手続きは、事前に電話予約が必要です。 【軽自動車税】 課税課 市民税担当 電話 ７０-５６１１ <u>＊軽自動車税種別割の減免手続き期間について</u> 毎年５月に納税通知書が送付されますので、納税通知書を受領後、納期限（５月３１日（土・日曜日の場合は、翌月曜日））までに課税課窓口で手続きを行ってください。

9 公共料金等の割引

(1) 水道料金の減免

県営水道をご利用されている次の世帯は、水道料金が減免されます。

項 目	内 容
対象世帯	①身体障害者手帳1級、2級の交付を受けた方がいる世帯 ②児童相談所又は知的障害者更生相談所で最重度（A1）、重度（A2）の知的障がいの判定を受けた方がいる世帯 ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方がいる世帯 ④次の2つ以上に該当する方がいる世帯 ・療育手帳B1、B2 ・身体障害者手帳3級 ・精神障害者保健福祉手帳2級
問合せ先	企業庁海老名水道営業所 所在地 海老名市上郷 717 電 話 046-234-4111 FAX 046-234-4110

(2) NHK放送受信料の減免

項 目	全額免除	半額免除
対 象 者	身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者がいる世帯で、全員が市民税非課税の場合	世帯主でかつ受信契約者の方が次のいずれかに該当する場合 ①視覚障がい、聴覚障がい者（1級～6級） ②重度の身体障がい者（1級、2級） ③重度の知的障がい者（A1、A2相当） ④重度の精神障がい者（1級）
手続方法	障がい福祉課で証明書を発行しますのでNHKに証明書を郵送してください。	
必要書類	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 印鑑	
問合せ先	NHK横浜放送局 経営管理企画センター 横浜市中区山下町 281 電話 045-212-2661	

(3) 公共交通機関（バス、JR・私鉄、フェリー、航空運賃等）の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された方 第1種の手帳の場合はその介護者
問合せ先	手帳を提示することで運賃が割引になる場合や定期券が割引で購入できることがあります。割引率、対象者などは、利用される各機関で確認ください。また、券種・距離などによっては、割引にならない場合もあります。

(4) コミュニティバス運賃の割引

項 目	内 容	運行ルート	割引額
対 象 者	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 上記障がい者 の付添人	1号車：市 ⇄ かしわ台駅 2号車：市 ⇄ 相模大塚駅 3号車：市 ⇄ 上土棚団地 4号車：市 ⇄ 長後駅西口 5号車：市 ⇄ 高座屋内温水プール ※「市」は市役所の略	大人 180 円 小児 90 円 ↓ 割引後 大人 100 円 小児 50 円
利用方法	乗車時に障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）を乗務員に提示してください。 ミライロ ID の提示でも同様の割引が受けられます。		
問合せ先	都市整備課 まちづくり担当 電話 70-5629 相鉄バス(株)綾瀬営業所 電話 78-5681 (1・4・5号車) 神奈川中央交通(株)綾瀬営業所 電話 79-2180 (2・3号車)		

(5) タクシー運賃の割引

項 目	内 容	割 引 率
対 象 者	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	1 割の運賃割引 (高速料金・駐車料金は除く)
利用方法	乗車時に障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）を乗務員に提示してください。	
問合せ先	県内の各タクシー会社 又は (社) 神奈川県タクシー協会 電話 045-241-3577 神奈川県個人タクシー協会 電話 045-401-8896	

(6) 有料道路通行料の割引

項 目	内 容
対 象 者	①第1種の身体障害者手帳又はA1、A2の療育手帳の交付を受けている方が乗車し、その移動のため介護者が運転する自動車及びライトバン等 ②身体障害者手帳をお持ちの方が自ら運転する乗用自動車及びライトバン等で本人又は本人の親族等が所有する自動車。ただし、営業用自動車は除く。 ※ETCをご利用の場合は、自動車の事前登録（障がい者一人につき一台）が必要です。自動車を事前登録されない場合または事前登録された自動車以外でも、要件を満たす自動車であれば本割引の対象となります。詳しくはご案内冊子がございますので障がい福祉課までお問い合わせください。
割引率等	NEXCO等の管理する有料道路、割引率は5割以内
利用方法	障がい福祉課で申請してください。
必要書類	身体障害者手帳又は療育手帳、免許証、車検証 ETCをご利用の場合は、上記のほかにETCカード、車載器セットアップ申込書・証明書
問合せ先	障がい福祉課 障がい福祉担当 電話 70-5623 FAX 70-5702 NEXCO東日本お客さまセンター 電話 0570-024-024

※第2種の手帳をお持ちの方は、本人運転の場合のみ割引対象となります。

※ETCカードの名義は障がい者本人名義（20歳未満の者は親名義。祖父母は不可）が条件となります。

(7) 携帯電話基本使用料等の割引

項 目	内 容
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付されている方
問合せ先	詳しくは、各携帯電話会社の窓口でお問い合わせください。 会社によっては、割引制度がない場合もあります。

(8) 福祉電話機器

福祉用電話機器シルバーホンを福祉用料金で利用することができます。

項 目	内 容
対 象 者	身体障害者手帳の交付された方
対象機器	・シルバーホン（ひびき SⅢ）骨伝道による受話及びその音量、音質を調節する機能があります。 他、対象機器・内容は問い合わせ先までご確認ください。
問合せ先	NTT116センター 電話 0120-506116 FAX 0120-700-133（ふれあいFAX）

(9) NTT 電話番号の無料案内「ふれあい案内」

無料で電話番号を案内する制度です。ご利用には事前の登録が必要です。

※手帳交付を受けているご本人が契約者名義またはご利用者として登録されている方で、お一人さま 1 回線のみ割引を適用できます。

※NTT 回線以外の固定電話、携帯電話の場合は、各利用できません。ご利用されている固定電話、携帯電話会社にお問い合わせください。

項 目	内 容
対 象 者	①視覚障がい 1～6 級、肢体不自由（体幹、上肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい） 1、2 級をお持ちの方 ②聴覚障がい 2～4 級、6 級をお持ちの方 ③音声・言語・そしゃく機能障がい 3～4 級をお持ちの方 ④療育手帳 A1～B2 をお持ちの方 ⑤精神障害者保健福祉手帳 1、2、3 級
問合せ先	フリーコール 0120-104174

(10) 県営住宅家賃の減免

対象者	次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳（1 級～4 級）所持者 ②重度（療育手帳 A1、A2）または中度（療育手帳 B1 程度）の知的障がい者 ③精神障害者保健福祉手帳（1 級、2 級）所持者
減免割合	世帯の収入が一定額以下の場合は、等級によって基本家賃額が減額されます。
問合せ先	一般社団法人かながわ土地建物保全協会公営住宅課 電 話 045-201-3932

(11) 文化施設等の入場料の割引等

文化施設等は、身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、無料あるいは入場料金の減免を受けられます。

詳しくは、各文化施設等に問い合せてください。

(12)文化会館・公民館・コミュニティセンターの利用料金の減免

文化会館の大・小ホール、中央公民館・各地区センター・コミュニティセンター（寺尾いずみ会館・南部ふれあい会館）の部屋等の専用利用は、半数以上が市内に在住する障害者又は障害児で構成された団体等が利用するとき、利用料金の5割が減免になります。

項 目	施 設 名	対 象	料 金
内 容	文化会館の大・小ホール、中央公民館・各地区センター・コミュニティセンター（寺尾いずみ会館・南部ふれあい会館）の各部屋の団体利用 ※施設の建替え等に伴い、休館している場合があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。	半数以上が市内に在住する障害者又は障害児で構成された団体が利用するとき。	5割減額
	中央公民館の市民展示ギャラリー（美術品等の展示）	① 半数以上が市内に在住する障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）で構成された団体が利用するとき。 ② 障害者等が個人利用するとき。	5割減額
利用方法	利用には、あらかじめ登録が必要です。登録や予約の方法は利用施設か中央公民館にお問い合わせください。		
問合せ先	中央公民館 電話 0467-77-8181 FAX 0467-79-0141		



10 他課の制度等

(1) 身近な相談等

項 目	内 容	問合せ先
民生委員 ・ 児童委員	行政と市民とのパイプ役として高齢者や障がいのある方、児童、ひとり親家庭などから生活上の心配事などの相談に応じ、情報提供や行政による支援、適切な福祉サービスにつなげていきます。	福祉総務課 総務担当 電話 70-5613 FAX 70-5702
障害福祉 相談員	障がい者の更生援護などの相談、指導、助言を行い、地域福祉活動の推進を図ります。	金子 寿（身体） 電話 0467-79-3325 大部さつき（知的） 電話 090-4092-7264
あやせ 24 時間 健康相談	健康や医療に関することのほか、介護、育児、心の不調、ストレスなど、医師や保健師などの専門職が、24 時間体制で電話相談を受け付けます。 受付電話（フリーダイヤル） 0120-1192-61	医療健康課 医療予防担当 電話 55-8161

(2) 障害年金

障がいがあるために日常生活に支障をきたし、働いて収入を得ることが困難である場合に、一定の要件を満たせば障害年金を受け取ることができます。初診時に加入していた年金によって受けられる障害年金が決まります。（障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金）また、障がいの程度により障害年金 1 級・2 級・3 級（障害基礎年金は 2 級まで）があり、それぞれ受給できる年金額が違います。

項 目	内 容
対 象 者	次の条件をすべて満たす方に支給されます。 ①年金加入中に初診日があること ②初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間（免除期間を含む）が被保険者期間の3分の2以上であること ③障害認定日（原則として初診日から1年6か月の時点）に一定以上の障がいの状態にあること。ただし、20歳前に初診日のある障がいでは、上記①、②に該当しなくても、20歳以降に一定以上の障がいの状態にある方は対象となります。 ※②については、令和18年（2036年）4月1日前に初診日がある場合、その前々月までの1年間が保険料を納めた期間（免除期間含む）であればよいことになっています。 ※また、年金任意加入の時期を考慮した特別障害給付金制度もありますので、詳細は下記までお問合せください。
問合せ先	初診時に加入していた年金の種類によって、受けられる障害年金が異なりますので、各窓口までお問合せください。 ○国民年金（障害基礎年金）・厚生年金（障害厚生年金） 厚木年金事務所 電話 046-223-7171 FAX 046-224-8200

	○共済年金の場合は各共済組合まで ○国民年金（障害基礎年金）は市役所でも手続き可能 保険年金課 保険年金担当（年金） 電話 70-5618 FAX 70-5701 ※相談は予約制
--	--

(3) 国民年金保険料の免除制度

所得が少ない、又は保険料の納付が困難な場合には、申請をすると、前年の所得に基づき日本年金機構で審査し、承認された場合は保険料の全額又は一部の納付が免除されます。

国民年金保険料申請免除の免除承認期間は、毎年7月から翌年6月までとなっています。

問合せ先	保険年金課 保険年金担当（年金） 電話 70-5618 FAX 70-5701
------	--

(4) 後期高齢者医療制度の認定

75歳以上の方の医療制度ですが、65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方も加入できる制度です。

対象	① 身体障害者手帳1級、2級、3級の方 ② 身体障害者手帳4級のうち次のいずれかに該当する方 ・下肢障害1号（両下肢のすべての指を欠くもの） ・下肢障害3号（1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの） ・下肢障害4号（1下肢の機能の著しい障害） ・音声機能または言語機能の著しい障害 ③ 療育手帳 A1、A2の方 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方
問合せ先	保険年金課 保険年金担当（保険） 電話 70-5617 FAX 70-5701

(5) 成年後見制度専門相談

成年後見制度の概要の説明や利用の方法等について、専門の社会福祉士が相談に応じます。後見人等を受任されている方からの相談も受け付けます。

実施日	毎月第4金曜日 午後1時30分から午後3時30分 ※事前予約となります。 ※閉庁日は実施しません。
問合せ先	地域包括ケア推進課地域包括担当 電話 77-1116

(6) 特別児童扶養手当

項 目	内 容
対 象 者	精神、知的または身体障がいの状態（政令で定める程度以上）にある児童を監護している父若しくは母、又は父母に代わってその児童を養育している方
支給要件	①児童が20歳未満であること ②児童が施設に入所していないこと ③請求者及び扶養義務者等の毎年の所得が基準以下であること ④児童が障がいを支給事由とする他の公的年金を受けていないこと
手当の額	重度障害児の場合 児童1人につき 月額 56,800 円 中度障害児の場合 児童1人につき 月額 37,830 円
支給月	4月、8月、11月
必要書類	対象児童の障害程度についての医師の診断書(所定の様式) （※療育手帳又は身体障害者手帳をお持ちの方で等級によって診断書を省略できる場合があるので詳しくはお問い合わせください）、戸籍謄本又は抄本 金融機関通帳（世帯状況により、住民票の写し）
問合せ先	児童青少年支援課児童給付担当 電話 70-5664 FAX 70-5701

(7) 児童扶養手当

項 目	内 容
対 象 者	父又は母が、身体若しくは精神の著しい障害を有する状態になった場合等の児童を監護している、父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育している方
支給要件	①児童が18歳以下であること（障がいの程度により20歳未満） ②児童が施設に入所していないこと ③請求者及び扶養義務者等の毎年の所得が基準以下であること
手当の額	【全部支給の場合】 児童1人の場合 月額 46,690 円 児童2人以上の場合 手当月額に 11,030 円を加算 【一部支給の場合】 児童1人の場合 月額 46,680 円～11,010 円を加算 児童2人以上の場合 手当月額に 11,020 円～5,520 円を加算
支給月	5月、7月、9月、11月、1月、3月
必要書類	世帯の状況等により異なるため、詳しくはお問い合わせください。
問合せ先	児童青少年支援課児童給付担当 電話 70-5664 FAX 70-5701

(8) 公営住宅申込時の優遇

項 目	内 容
優先入居	障がい者のいる世帯では、公営住宅の入居申し込みの際、当選率が優遇される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。
問合せ先	【市営住宅の場合】 建築課 施設整備担当 電話 70-5602 FAX 70-5703 【県営住宅の場合】 一般社団法人かながわ土地建物保全協会 電話 045-201-3673 FAX 045-201-8405

(9) 郵便等による不在者投票

項 目	内 容
対象者	申請者が次のいずれかに該当する方 ①両下肢、体幹、移動機能の障がい（1、2級） ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の障がい（1、3級） ③免疫、肝臓の障がい（1、2、3級）
利用方法	あらかじめ市選挙管理委員会に申請をして郵便等投票証明書の交付を受けることにより、郵便等による不在者投票ができます。 申請方法や必要書類等について、詳しくは問い合わせてください。
問合せ先	市選挙管理委員会事務局 電話 70-5646 FAX 70-5701

(10) 選挙時におけるタクシーを利用した移動支援事業

項 目	内 容
対象者	選挙人名簿に登録されている有権者のうち、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳の次のいずれかに該当する方 下肢障害1級～3級 （3級の場合は2種のものを除く） 体幹機能障害1級～3級 視覚障害1級～3級 内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能障害）1、2級 ②療育手帳A1、A2の方又は児童相談所若しくは更生相談所において知能指数 35 以下と判定された方 ③精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方 ④要介護1から5の認定者

利用方法	①対象となる有権者へ、選挙管理委員会からタクシー利用券を郵送します。 ②利用希望者は、タクシー事業者に直接連絡し、「投票するためにタクシー利用券を使う」旨を伝えて予約を行ってください。 ③タクシー乗車時には、以下の3点を必ずご持参ください。 ・タクシー利用券 ・投票所入場整理券 ・身分証明書 ④自宅から投票所までタクシーで移動し、投票を済ませた後、同じタクシーで帰宅します。 ⑤自宅に到着後、タクシー乗務員にタクシー利用券をお渡しください。
問合せ先	市選挙管理委員会事務局 電話 70-5646 FAX 70-5701

(11) 図書館のサービス

身体障害者手帳をお持ちの方へのサービス

① 郵送・宅配サービス

来館が困難な方に、図書館資料を配送などで貸出するサービスです。

項 目	内 容
対象者	郵送：身体障害者手帳の視覚障がい1級又は2級の方 宅配：身体障害者手帳の次のいずれかに該当する方 ①両下肢、体幹、移動の機能障がい（1級、2級） ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障がい（1級、2級） ③免疫、肝臓機能障がい（1級、2級） ④視覚障害（1級、2級）
利用方法	事前に登録・申込みが必要です。

② 対面朗読

目の不自由な方に、希望の本や雑誌を対面で直接お読みするサービスです。

項 目	内 容
対象者	身体障害者手帳の視覚障がい1級から6級の方
利用方法	事前に登録・申込みが必要です。

③ 視覚障害者専用電子図書館サービス

目の不自由な方に、電子書籍を音声自動読み上げで提供するサービスです。

項 目	内 容
対象者	身体障害者手帳の視覚障がい1級から6級の方
利用方法	事前に登録・申込みが必要です。

その他詳細のお問い合わせは、下記までお願いします。

綾瀬市立図書館 電話 77-8191 FAX 70-4105

11 社会福祉協議会の制度等

(1) 車いすの貸出

一時的に車いすが必要になった場合、無料で貸し出しをします。

貸出期間	3か月以内
------	-------

(2) ハンディキャブの利用

障がいが高く、車いす等を使用しなければ歩行が著しく困難な身体障がい者が、車いすを使用したままで乗車できる車(ハンディキャブ)を利用できます。

項 目	内 容
利用の範囲	月3回まで ①医療機関にかかる場合 ②福祉施設を入退所する場合 ③公共機関へ出向く場合
利用方法	利用の2か月前の月から3日前までに申し込んでください。 (先着順)

(3) 生活福祉資金の貸付

障がい者等の世帯が、積極的に生活の自立向上を図るために低金利での貸付相談をすることができます。場合によってはご希望に添えないこともあります。

貸付金の種類	①福祉資金（福祉用具購入費、障害者用自動車購入費等） ②教育支援資金（教育支援費、就学支援費）
--------	--

(4) 住民参加型生活支援事業（会員相助型）

日常生活にお困りの方、手助けが必要な方に対し、住民の参加と協力により、子育て支援・家事サービス・介助サービスなどを提供します。
利用する際には、料金がかかります。

(5) 住民参加型移動支援事業（会員相助型）

公共交通機関を利用することが困難な方に、市民の参加と協力のもと、自家用車で外出支援を行います。
利用する際には、料金がかかります。

(6) 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいなど判断能力に不安がある方や身体に障がいのある方などが、地域で自立し、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、預貯金通帳や各種証書等の重要書類を預かり保管するなどの支援を行います。

利用者本人と社会福祉協議会との契約によりサービスを提供するもので、利用する際には料金がかかります。所得により免除、減額される場合があります。

(7) 法人後見事業

成年後見制度は認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の権利を守る制度です。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守るとともに安心した生活が送れるよう支援をしていきます（制度の利用には家庭裁判所への申立が必要です）。

◎ 問合せ先

社会福祉協議会の制度等に関するお問い合わせは、下記までお願いします。
綾瀬市社会福祉協議会 電話 77-8166 FAX 79-1812

12 その他

(1) 福祉有償運送（車両による外出支援サービス）

＜福祉有償運送とは＞

障がい者や高齢者などで公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償（タクシーの 8 割程度の料金）で行う移動サービスです。市が発行するタクシー運賃助成券での利用も可能です。

項目	内容
対象者	①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②知的障害、精神障害、その他の障害（自閉症、発達障害等）がある方 ③要介護・要支援の認定を受けている方
問合せ先	市内ではNPO法人おでかけ綾瀬が福祉有償運送を実施しています。 NPO法人 おでかけ綾瀬 電話：080-7610-3367 e-mail：npodekakeayase@yahoo.co.jp

※利用の際は、入会登録が必要になります。

(2) 障がいのある方とサポートする方のための防災ハンドブック

災害への備えや障がいの種類別に気をつけること等、当事者の方と支援する方に必要となる事項をできるだけわかりやすくまとめたものです。

市のホームページからダウンロードできるほか、障がい福祉課、障がい児者相談支援センターで配布しています。次のQRコードからダウンロードできます。



(3) 駐車禁止除外指定車の許可

歩行が困難な方が現に使用中の車両について、駐車禁止除外指定車の指定を受けることで駐車禁止区域（法定禁止場所を除く）に必要最小限の範囲で駐車することができます。

必要書類	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（１級）、住民票、各種手帳の写し
問合せ先	大和警察署 電話 046-261-0110

(4) かながわ障害者等用駐車区画利用証交付（パーキング・パーミット）

障がいのある方や難病患者の方など、歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。

対象となる障がいのある方や難病患者の方には障がい福祉課で利用証を交付いたします。

項番	区分		交付基準	
1	身体障がい者	視覚障害	1 級～4 級	
2		聴覚障害	聴覚障害	2 級、3 級
3			平衡機能障害	3 級、5 級
4		肢体不自由	上肢	1 級、2 級
5			下肢	1 級～6 級
6			体幹	1 級～3 級、5 級
7		脳原性運動機能障害	上肢機能	1 級、2 級
8			移動機能	1 級～6 級
9		内部障害	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸	1 級、3 級、4 級
10			ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能	1 級～4 級
11	知的障がい者		療育手帳の障害程度　A 1、A 2	
12	精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳　1 級	
13	難病患者		特定疾患医療受給者	
			特定医療費（指定難病）受給者	
			小児慢性特定疾患医療受給者	

(5) 自動車運転免許の無料講習

18歳以上の身体障がい者の方が自動車運転免許を取得する場合、次の要件に該当する方は、厚生労働省から委託された「身体障害者運転能力開発訓練センター」にて無料（所定の教習料金のみ）で運転教習が受けられます。

項 目	内 容
要 件	① 公共職業安定所に求職登録をしてある方 ② 県の運転免許試験場での運転適性検査に合格した方 ③ 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方
期 間	約3か月
問合せ先	身体障害者運転能力開発訓練センター 通称 東園（あずまえん） 所在地：埼玉県新座市堀ノ内2-1-46 電 話：048-481-2711 F A X：048-481-6578 ホームページ：http://www.azumaen.or.jp

(6) 自動車事故被害者救済制度

自動車事故の被害にあわれた方を支援するための相談窓口があります。
介護料の支給、療護施設の運営、交通遺児等への貸付などの相談ができます。

問合せ先	独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA） 交通事故被害者ホットライン 電話：0570-000738 （土・日・祝日・年末年始を除く10：00～12：00、 13：00～16：00） ホームページ： http://www.nasva.go.jp/
------	---

(7) 障害者歯科診療（神奈川県歯科医師会ホームページからの抜粋）

障がい者の歯科医療は、県域の障害者歯科医療のシステムにより、次のように一次、二次、三次と区分した医療体系を図っています。

一次医療：通常の歯科診療所の人員と装備で対応できる医療
二次医療：集約された人員と装備とやや高次の内容をもつ医療
三次医療：専門的で包括的な内容を必要とする医療（全身麻酔下治療を含む）

①一次医療機関

昭和 59 年度以来、会員を対象に障がい者の歯科診療に必要な学術及び実技研修を行っており、修了者を「一次医療担当者」として認定しています。

綾瀬市内の一次医療機関

診療所名	担当医	所在地	電話番号
近藤歯科医院	近藤 悠太	寺尾中 4-13-1	77-0300
柴垣歯科医院	柴垣 博一	吉岡 2366-1	76-1889
綾瀬中央歯科医院	中野 京司	深谷上 6-49-19	77-4491

②二次医療機関

厚木市歯科保健センター

厚木市中町 1-4-1 厚木市保健福祉センター1 階

電話 046-224-6081

③三次医療機関

- ・神奈川県立こども医療センター 歯科
横浜市南区六ッ川 2-138-4、電話 045-711-2351
- ・神奈川リハビリテーション病院 歯科口腔外科
厚木市七沢 516、電話 046-249-2410
- ・神奈川歯科大学附属病院 障害者歯科
横須賀市小川町 1-23、電話 046-822-8874
- ・神奈川歯科大学附属横浜クリニック 障がい者歯科
横浜市神奈川区鶴屋町 3-31-6、電話 045-313-0007
- ・鶴見大学歯学部附属病院 障害者歯科
横浜市鶴見区鶴見 2-1-3、電話 045-580-8543

(8) 電話リレーサービス

聴覚障がい者と聴者との会話を電話リレーサービスセンターの通訳オペレーターが手話または文字と音声を通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービスです。

対象者	聴覚障がい、音声・言語機能障がいのため、電話ができない方
問合せ先	日本財団ホームページ https://nftrs.or.jp/

(9) 110 番アプリシステム・FAX110番

障がいにより音声での通話が困難な方のために、事件や事故にあったときスマートフォン等を使用して警察官と文字や画像で対話をしながら 110 番通報を行うことができる 110 番アプリシステムがあります。

問合せ先	警察庁ホームページ https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/110/app/index.html ファックスを利用した FAX110 番も運用しています。(神奈川県内) FAX 0120-110221 又は 045-211-0110
------	--

(10) 電話お願い手帳 アプリ版

耳や言葉の不自由な方が、外出先で近くの方にご協力をお願いするためのコミュニケーションツールとして、NTT が提供するアプリです。内容を入力したメッセージを表示することで、近くにいる方に電話連絡などのお願いを伝えることができます。

次の QR コードからダウンロードできます。

iPhone/iPad の方は



Android の方は



(11) ミライロ ID

障害者手帳の情報、福祉機器の仕様、求めるサポートの内容などを「ミライロ ID」に登録し、公共機関や商業施設等で「ミライロ ID」を提示することで、障害者割引や必要なサポートをスムーズに受けられるスマートフォン向けアプリです。

問合せ先	株式会社ミライロ ホームページ https://mirairo-id.jp/
------	--

(12) 障がい者団体への加入

市内には、障がいのある方や家族等の団体があります。

お問い合わせ、お申し込みにつきましては、次の名簿をご利用ください。

団 体 名	代表者名	電話番号
綾瀬市身体障害者福祉協会	金子 寿	79-3325
// 腎 友 部 会	高 崎 邦 雄	78-2800
// 視 覚 部 会	佐 原 大 樹	76-6248
// 車いす部会	金子 寿	79-3325
// 肢 体 部 会	西 山 和 夫	77-0954
綾瀬市聴覚障害者協会	高 橋 司	FAX 77-2258
綾瀬市手をつなぐ育成会	大 部 さ つ き	090-4092-7264
綾瀬市精神障害者家族会あがむの会	工 藤 松 子	76-3335

(13) ボランティア団体

- 綾瀬市録音赤十字奉仕団 コスモスの会（録音グループ）

「広報あやせ」「あやせ市議会だより」「社協あやせ」等の音声訳 CD の作成のほか、学習会の開催や視覚障がい者との交流会の実施等。

- 点訳グループきさらぎ会

「広報あやせ」等の点訳のほか、市内小中学校への点字指導や視覚障がい者との交流会の実施等。

- 綾瀬市手話サークルあやの会

学習会を中心とし、小学校等での学習指導、講習会。聴覚障がい者への情報提供、交流会の実施等

- 綾瀬市拡大写本奉仕会ほたるの会

弱視者等視覚に障がいのある方への支援活動。教科書等の拡大写本作成

- 要約筆記サークルあやせ

手話を使わない中途失聴、難聴者等に話し手の内容を要約しその場で文字にして伝えるコミュニケーション支援を行う。

問合せ先	あやせボランティアセンター 電話 70-3210
------	--------------------------

関係機関等一覧

名称・所在地		電話番号	FAX番号
綾瀬市役所 綾瀬市早川 550		(代) 0467-77-1111	0467-70-5701
福祉総務課 障がい福祉課 高齢介護課 児童青少年支援課 こども家庭センター 医療健康課 保険年金課 課税課 都市整備課 建築課 選挙管理委員会事務局	総務担当 障がい福祉担当 介護保険担当 児童給付担当 こども家庭担当 医療予防担当 健康増進担当 保険年金担当(年金) 保険年金担当(保険) 市民税担当 まちづくり担当 施設整備担当 選挙担当	(直通) 70-5613 (直通) 70-5623 (直通) 70-5636 (直通) 70-5664 (直通) 77-1133 (直通) 55-8161 (直通) 70-5618 (直通) 70-5617 (直通) 70-5611 (直通) 70-5629 (直通) 70-5602 (直通) 70-5646	FAX 70-5702
綾瀬市社会福祉協議会 綾瀬市深谷中 4-7-10 (綾瀬市保健福祉プラザ内)		0467-77-8166	0467-79-1812
綾瀬市立図書館 綾瀬市深谷中 1-3-1		0467-77-8191	0467-70-4105
綾瀬児童相談所 綾瀬市深谷中 4-2-1		0467-78-2110	0467-78-2117
神奈川県立総合療育相談センター 藤沢市亀井野 3119		0466-84-5700	0466-80-1901
厚木保健福祉事務所大和センター 大和市中央 1-5-26		046-261-2948	046-261-7129
厚木県税事務所 (厚木合同庁舎内) 厚木市水引 2-3-1		046-224-1111 (代表)	046-225-1785
企業庁海老名水道営業所 海老名市上郷 717		046-234-4111	046-234-4110
大和警察署 大和市中央 5-15-4		046-261-0110	同左
ハローワーク大和 大和市深見西 3-3-21		046-260-8609	046-264-0966
ジョブスポットあやせ 綾瀬市早川 550 (綾瀬市役所内)		0467-76-0986	0467-76-1085
大和税務署 大和市中央 5-14-22		046-262-9411	046-262-9411

厚木年金事務所 厚木市栄町 1-10-3	046-223-7171	046-224-8200
神奈川県発達障害支援センター かながわA（エース）相談支援 部門 足柄上郡中井町境 218 (神奈川県立福祉機構中井やまゆり園内)	相談専用電話 0465-81-3717	
神奈川県発達障害支援センター かながわA（エース） 藤沢市亀井野 3119 (総合療育相談センター内)	0466-84-0871	0466-80-1901
神奈川県総合リハビリテーションセンター (高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援) 厚木市七沢516	046-249-2111	046-249-2502
神奈川県ライトセンター (視覚障がい者の相談等) 横浜市旭区二俣川 1-80-2	045-364-0023	045-364-0027
神奈川県聴覚障害者福祉センター (聴覚障がい者の相談・聴力検査・補聴器の無料試聴等) 藤沢市藤沢933-2	0466-27-1911	0466-27-1225

MEMO

障害区分・等級・程度による障害福祉サービス、税額控除及び各種料金の割引等の該当表

○は該当、△は一部該当、詳細は「障がい福祉の概要」本文を参照してください。

No.	障害区分		視 覚						聴覚・平衡機能						音声・言語		肢 体 不 自 由						内部（免疫含む）				知 的 障 害				所得	その他	ページ		
	制 度	等級・程度	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A1	A2	B1	B2	制限	の制限				
1	綾瀬市障害者愛護手当		△	△					△							△	△					△	△			△	△			○	○	4			
2	神奈川県在宅重度障害者等手当		△	△					△							△	△					△	△			△	△			○	○	4			
3	特別障害者手当		△	△					△							△	△					△	△			△				○	○	5			
4	障害児福祉手当		△	△					△							△	△					△	△			△				○	○	6			
5	神奈川県心身障害者扶養共済制度		○	○	○				○	○				○		○	○	○				○	○	○		○	○	○	○		○	6			
6	タクシー運賃及び自動車燃料費の助成		○	○	○											△	△	△				○	○			○	○				○	7			
7	施設通所交通費の助成		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			8		
8	手話通訳者・要約筆記者の派遣								○	○	○	○	○																	○		8			
9	FAX119・NET119								○	○	○	○	○	○	○																		8		
10	ごみの戸別収集		△	△					△							△	△					△	△			△	△				○		9		
11	個別避難計画の作成		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		○		10		
12	住宅設備改良に対する助成		△	△	△											△	△					△	△			△	△	△			○		11		
13	入浴サービス															△	△														○		11		
14	緊急通報装置の貸与		○	○					○							○	○	△				○								○	○		11		
15	重度障害者医療費の助成		△	△					△							△	△					△	△			△	△				○		12		
16	所得税、相続税の控除		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				14	
17	贈与税の非課税		○	○					○							○	○					○	○			○	○							14	
18	個人事業税の減免		○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○									14	
19	自動車税（軽自動車税）環境性能割、種別割		○	○	○	△			○	○		△		○		○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○							15	
20	水道料金の減免		○	○					○							○	○					○	○			○	○							16	
21	NHK放送受信料の減免		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		○			16	
22	公共交通機関の割引		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		○			16	
23	タクシー運賃の割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					17	
24	有料道路通行料金の割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			18	
25	携帯電話基本使用料等の割引		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△					18	
26	福祉電話料金の割引		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△									18	
27	NTT電話番号の無料案内「ふれあい案内」		○	○	○	○	○	○								△	△									○	○	○	○		○			19	
28	県営住宅家賃の減免		○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○		○			19	
29	障害年金		△	△	△				△	△				△	△	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△	△	△	△	○		21	
30	後期高齢者医療制度の認定（65歳以上75歳未満）		△	△	△				△	△				△	△	△	△	△	△			△	△	△		△	△				○			22	
31	特別児童扶養手当		○	△	△				○	△				○		○	△	△	△			○	△	△		○	○	△	△	○	○			23	
32	児童扶養手当		○	△	△				○	△				○		○	△	△				○	△	△		○	△			○	○			23	
33	公営住宅申込時の優遇		○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	△						24	
34	郵便等による不在者投票															△	△					△	△	△										24	
35	選挙時におけるタクシーを利用した移動支援事業		○	○	○											△	△	△				○	○			○	○					○		24	
36	図書館の郵送・宅配サービス		○	○												△	△					○	○											25	
37	図書館の対面朗読		○	○	○	○	○	○																										25	
38	視覚障害者専用電子図書館サービス		○	○	○	○	○	○																										25	
39	車いすの貸出		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○				26	
40	ハンディキャブの利用															△	△															○		26	
41	生活福祉資金の貸付		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△						○			26	
42	自家用有償旅客運送（福祉有償運送）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△			27
43	駐車禁止除外指定車の許可		○	○	○	△			○	△						△	△	△	△			○	○	○		○	○					○			28
44	かながわ障害者等用駐車区画利用証交付		○	○	○				○	○		○				○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○								28
45	電話リレーサービス、110番アプリ								○	○	○	○	○	○	○																	○		30	

身体障害者障害程度等級（その1） （太実線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表す。）									
等級	視覚障害	聴覚または平行機能の障害		音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由				
		聴覚障害	平行機能障害		上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	移動機能
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を太腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により、上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/4指標による。以下同じ。）の総和がそれぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2指標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により座位または起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により、上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平行機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能、又はしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢の全ての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を太腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08 以上0.1 以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70 点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能、又はしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指以上を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2 かつ他方の眼の視力が0.02 以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70 点を超えかつ100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40 点以下のもの		平行機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障があるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障があるもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3 以上0.6 以下かつ他方の眼の視力が0.02 以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

備考

1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とします。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とします。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二以上重複する場合は、6級とします。
3. 異なる等級について、二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を動案して当該等級より上位の等級とすることができます。
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいいます。
5. 「指の機能障害」とは、中指指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。
6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいいます。
7. 下肢の長さは前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。
8. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、太実線より上であっても、一上肢又は一下肢のみの運動機能障害のときは第2種です。

【メモ】

①ショパー関節とは、足首の曲げる部分の最初の関節を指す。

②健側とは、障害を受けていない方の側を指す。

③リスフラン関節とは、土踏まずの辺りの関節のことを指す。

④乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害とは、主に「脳性まひ」のことをいう。

⑤不随意運動とは、自分の意思とは関係なく現れる異常運動のことをいう。

⑥失調とは、動作を行う上での調和を失い、調節が効かなくなることという。

身体障害者障害程度等級（その2）

（太実線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表す。）

等級	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級							ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級								
6級								
7級								

障がい者に関するマークについて

街で見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

マーク	概 要 等
	【障がい者のための国際シンボルマーク】 障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークで、すべての障がい者を対象としたものです。
	【身体障がい者標識】 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、表示は努力義務となっています。
	【聴覚障がい者標識】 聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、表示は義務となっています。
	【盲人のための国際シンボルマーク】 世界盲人会連合で制定された視覚障がい者のための世界共通のマークで、バリアフリー化された建物、設備、機器などに付けられています。
	【耳マーク】 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークで、提示された場合は、コミュニケーション方法に配慮をお願いします。
	【ほじょ犬マーク】 身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。
	【オストメイトマーク】 人工肛門・人工ぼうこうを造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。
	【ハートプラスマーク】 ※必要な方には、市の障がい福祉課で配布しています。 身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能）に障がいがある人を表しています。
	【ヘルプマーク】 ※必要な方には、市の障がい福祉課で配布しています。 義足や人工関節を使用している方、内部障がいのある方、難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。このマークを見掛けたら、電車内で席を譲る、困っているようであれば声を掛けるなどの配慮をお願いします。

発行日 令和8年4月1日

発行所 綾瀬市役所福祉部障がい福祉課

綾瀬市早川550番地 電話 0467-70-5623

FAX 0467-70-5702